

## ○浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例

平成29年10月3日

条例第26号

浜田市は、全国に誇れる海や山などの美しい自然、豊富な農林水産物、市内各地で受け継がれてきた伝統・文化等様々な地域資源に恵まれ、それらを活用した産業を展開し、発展してきました。

そうした中、市内の事業所の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の経済と雇用を支える役割の重要な担い手として、地域の発展と市民生活の向上に大きく貢献しています。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の進行による社会構造の変化、経済社会生活圏の広域化など、地域社会・地域経済を取り巻く環境が変化する中で、多くの市内中小企業・小規模企業は様々な困難に直面している状況にあります。

浜田市が将来にわたり、持続的に発展を遂げていくためには、中小企業・小規模企業の自主的な努力に加え、地域社会全体で中小企業・小規模企業の成長と発展が図られるよう支援していくことが必要です。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を市政の重要な柱として位置づけ、地域社会が一体となって中小企業・小規模企業の振興に取り組むことで、活力ある産業を育て雇用を拡大し、豊かで暮らしやすいまちの実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

**第1条** この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって経済の発展及び雇用の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 中小企業者及び小規模企業者をいう。

- (4) 中小企業・小規模企業支援団体 商工会議所、商工会、その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体であって、市内に事務所又は事業所を有するもの並びに公益財団法人しまね産業振興財団及び島根県中小企業団体中央会をいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

（基本理念）

**第3条** 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本とし、市、中小企業者、小規模企業者、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関及び市民がそれぞれの役割を担い、協働して推進しなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が、本市の経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するものとして、市民生活の向上に貢献する重要な存在であることを認識し、その振興に取り組むこと。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進するとともに、経営規模及び経営形態を勘案し、経営資源の確保等地域特有の困難性に配慮した施策を推進すること。
- (3) 本市の有する自然、歴史、伝統・文化、豊かな農林水産物等特色ある地域資源を十分に活用すること。
- (4) 意欲及び能力に応じた多様な雇用を確保するとともに、中小企業・小規模企業が求める人材の確保及び育成を促進すること。
- (5) 長年にわたり中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく、円滑に事業が承継されるよう必要な支援を行い、その持続的な発展を推進すること。

（市の責務）

**第4条** 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な実施に努めるものとする。

2 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

（中小企業・小規模企業の努力）

**第5条** 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応

してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営の向上及び改善に取り組み、経営基盤の強化に努めるものとする。

- 2 小規模企業者は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、雇用の確保及び人材の育成を図るとともに、従業員の福利厚生の実充及び仕事と生活の調和を図ることができる職場環境の実充に自主的に取り組むほか、積極的な地域資源の活用にも努めるものとする。
- 4 中小企業・小規模企業は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

**第6条** 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営状況を把握し、その経営の安定及び向上のために積極的かつ効果的な支援を行うとともに、市等に対する情報提供、提案等の協力を行うよう努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業支援団体は、前項に規定する取組を行う人材の育成に努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業支援団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

**第7条** 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業に対し、資金の需要に対する適切な対応その他の経営の改善及び向上に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関等は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

**第8条** 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(市民の協力)

**第9条** 市民は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に寄与することを理解し、中小企業・小規模企業が提供する製品、サービス等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(基本方針)

**第10条** 市は、次に掲げる基本方針にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化
- (2) 国内外における販路開拓及び取引拡大の支援
- (3) 産学官連携等による技術及び新商品の開発等の促進
- (4) 地域内における経済の循環の促進
- (5) 融資制度等による資金供給の円滑化
- (6) 創業及び新たな事業の創出の促進
- (7) 円滑な事業承継の推進
- (8) 事業活動を担う人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備
- (9) まちの賑わいにつながる産業の振興
- (10) 地域の多様な資源及び伝統産業を活かした事業活動の促進
- (11) 農商工連携及び6次産業化の促進
- (12) 中小企業・小規模企業の事業活動の振興に資する企業誘致の促進
- (13) 中小企業・小規模企業の製品、技術等に関する情報発信の支援

(意見の聴取)

**第11条** 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、あらかじめ中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業支援団体その他市長が必要と認める者の意見を十分に聴くものとする。

(財政上の措置)

**第12条** 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。